

# 宿泊約款

## 第1条（本約款の適用）

当施設の宿泊に関する事項は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。当施設は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じることができます。

## 第2条（宿泊の申込み）

当施設に宿泊の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 当施設の利用の理由と目的
- (3) 当施設利用についてマネジメントした支援者名
- (4) 宿泊日及び到着予定時刻
- (5) 本人の連絡先（携帯電話等）
- (6) 本人以外の緊急連絡先（携帯電話等）
- (7) その他当施設が必要と認める事項

## 第3条（宿泊利用の成立等）

宿泊利用は、当施設が前条の申込み事項を承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

## 第4条（宿泊引受けの拒絶）

当施設は次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないものであるとき。
- (2) 既に他の宿泊希望者の先約があるとき。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、泥酔者で近隣に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき、宿泊者が近隣に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (8) 危険物(ストーブ等の火器、石油類)及び人体に有害な物品を持ち込むとき。

## 第5条（宿泊の確認）

宿泊利用者は、宿泊利用日までに、次の事項を確認し、且つ物件管理者の株式会社秀亜の管理者の方と面接して、下記内容について共有していただきます。

- (1) 宿泊利用者の氏名、年齢、性別、住所等
- (2) 当施設利用についてマネジメントした支援者名とその機関
- (3) 本人の連絡先（携帯電話等）
- (4) 本人以外の緊急連絡先（携帯電話等）
- (5) 利用終了予定日及び利用終了予定時刻
- (6) その他当施設が必要と認める事項

## 第6条（使用細則の遵守）

宿泊利用者は、当施設内においては、当施設が定めている使用細則に従っていただきます。

## 第7条（利用料金の支払い）

宿泊利用者は、原則宿泊利用終了後の、平日 9:00～16:00 の間に、地域活動ホームガッツ・ビーと西事務所に 1泊¥1,000×利用日数分の利用料金を支払いに行っていただきます。またその際、請求書・領収書を発行いたします。

## 第8条（貴重品等の取扱い）

貴重品、その他持参品について、万一紛失、盗難等が発生した場合、当施設ではその責任の一切を負いません。宿泊利用者ご自身の責任で管理をお願いします。

## 第9条（宿泊利用者の責任）

宿泊利用者の故意又は過失により、鍵等の備品の紛失、設備破損、著しく居室を汚された場合等の損害が発生した場合、当該宿泊利用者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

## 第10条（立入検査）

当施設の修理、その他建物管理上必要のあるときは、あらかじめ宿泊利用者に連絡のうえ、また防火・防犯・救護等緊急の必要があるときは、宿泊利用者の承諾なしで当施設に立ち入り、必要な措置をとることが出来ます。

## 附則

この約款は、2020年5月1日から施行する。